

大阪医科大学  
教職員各位  
学生各位

大阪医科大学  
学長 大槻 勝紀

【第16報(緊急版)】新型コロナウイルス感染拡大に伴う本学の基本方針及び  
教職員・学生の行動指針について  
(第16報対象期間：2021年1月8日～1月31日)

1月7日に首都圏1都3県(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に緊急事態宣言が再発令されました。これを受けて、本学では、学会・研究会・講演等による1都3県からの学外関係者(1都3県の施設に勤務している人、1都3県に居住している人)の来学を禁止します。また、本学教職員の同地域への出張も禁止します。

先日、第15報を発表したところですが、上記の事由により、この第16報を緊急版として適用します。なお、第15報からの変更箇所は、黄色の網掛け部分のみとなります。学生の講義・実習に関する方針は、現時点で変更はありません。

1. 基本的学部共通事項

1) 学生の正課外活動について

①会食等について

学内外を問わず、密な集まりを禁止します。特に感染リスクのある下記施設への出入りを厳禁します。

- ・居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店
- ・パチンコ店、ネットカフェ、雀荘等の遊興施設

家族以外との会食を極力控えてください。

上記事項に反する行為・行動が確認された場合には、大阪医科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。

②クラブ活動について

学内・学外を問わず、対面・会合等によるクラブ活動は、引き続き全て禁止します。

また、学内施設を利用した個人でのトレーニングや活動も禁止します。

ただし、3密(密閉・密集・密接)を回避できる条件下でのオンライン・クラブミーティングやウェブ・メンタルトレーニング等はこの限りではありません。

なお、行動指針は個人の運動機会を制限するものではありませんので、使用するスポーツ施設等のレギュレーションに従い、十分な感染対策の上、個人として運動を行ってください。

なお、引っ越しのための新・旧クラブハウスへの立ち入りは「【第15報】新型コロナウイルス感染拡大に伴う本学の基本方針及び教職員・学生の行動指針に基づくクラブハウス引っ越しに関する計画書」を提出し、許可を受けたクラブのみ認めます。計画書の書式や提出方法については、別途、各クラブの主将に通知します。

上記事項に反する行為・行動が確認された場合には、大阪医科大学学生等懲戒規程による処分の対象とするとともに、今後、他のクラブの活動が再開された後も引き続き当該クラブの活動停止を命じることがあります。

2) 学生のアルバイトについて

以下の条件を満たすことを前提に、感染予防に十分に留意して、期間中の学生のアルバイト等への従事を許可する。

- ①感染リスクが高い遊興施設ではない
- ②3密回避、マスク着用、社会的距離、手洗い等必要な感染拡大対策が実施されている
- ③アルバイト等による収入を生活費(遊興費を除く)や学費・書籍代等に充当する必要がある
- ④感染した場合、追跡が可能な方策(新型コロナウイルス接触確認アプリ”COCOA”等を使用)をとっている

⑤やむを得ないと判断された状況以外での新型コロナウイルス感染による入院や自宅隔離などに伴う不利益は自己責任となることを理解している

### 3) 学生の健康管理について

①毎日、体温測定、体調チェックを行い、発熱（37.0度以上、または平熱+0.5度以上）、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合、保健管理室に連絡をしてください。（登校せず（学内、院内に入らず）に、電話連絡をしてください。）

なお、保健管理室閉室時間の対応については、保健管理室HPに掲載していますので確認をしてください。

②毎週1回の健康調査に回答をしてください。

③発熱、咳症状などが継続する場合、学校医と相談の上、本学附属病院職員外来受診、PCR検査となることがあります。

④1月2日(土)、全学生を対象に年末年始休暇期間の健康調査などを行いますので、必ず回答するようにしてください。

### 4) 教職員及び学生の海外渡航について

引き続き、感染拡大防止の観点から、海外渡航は全面的に禁止します。なお、海外から帰国した者は、2週間の自宅待機を指示します。

### 5) 緊急事態宣言発令地域(首都圏1都3県)からの往来について

学会・研究会・講演等による1都3県からの学外関係者(1都3県の施設に勤務している人、1都3県に居住している人)の来学を禁止します。また、本学教職員の同地域への出張も禁止します。

### 6) 学内での学会、研修会及び勉強会等について

大学関係者あるいは学外者が主催する、会場として大学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等については、以下の事項を条件として実施を許可します。

- ・会食を伴わないこと
- ・会場の収容定員の50%程度の参加者数であること
- ・事後に参加者の名簿を提出すること

### 7) 図書館の開館について

年末年始に予定している入館システムの更新作業が完了した後、平日に限り、21時～23時の時間帯で無人開館を行います。詳細は館内掲示や図書館のホームページで確認してください。

マスク着用や3密の回避等の利用ルールが遵守できなければ、無人開館を中止することもあります。

## 2. 医学部に関する事項

### 1) 講義及び実習関係について

#### ① 講義・実習に関する方針

- ・昼食(昼休み)を挟む時間割設定を行う。各学年の昼食会場を設定する。
- ・面接授業においては、2つ以上の講義室(学Ⅰ-学Ⅱ講堂、P301-302)を用いて座席指定で行う。
- ・面接授業の他、遠隔授業及び課題等を活用し、学習機会の確保に努める。(感染拡大の場合は、学年単位もしくは全学年で遠隔授業に切り替えることもある)
- ・試験においては、2つ以上の講義室を用いて行う。

#### ② 感染対策についての方針

- ・学生および教員のマスク着用を必須とする。場合によりフェイスシールドの着用も行う。
- ・各教室前に手指消毒剤を設置する。
- ・可能な範囲で教室の換気を行う。
- ・面接授業前に健康チェックを行う。その対応は保健管理室のマニュアルに従う。
- ・実習における対応は、上記に加え、実習ごとに対応策を検討・実施する。
- ・臨床実習(5年生)は、附属病院および各教室(各診療科)の方針に従う。
- ・各学年掲示板および各教室、ロッカー室等に掲示している「新型コロナウイルス感染症への対策」を遵守する。

## 2) 自学自習室の貸し出しについて

6年生については、万が一感染が発生しても医師国家試験を受験できるように、試験の2週間前となる1月22日(金)までを期限として、自学自習用の小部屋を貸し出します。  
また、1~5年生については、1月25日(月)より貸し出しを行います。  
貸し出し時間、定員、その他の運用ルールについては、別途ユニバーサル・パスポートで案内します。  
運用ルールが遵守できなければ、貸し出しを中止することもあります。

## 3. 看護学部に関する事項

- 1) 講義形態はハイブリッド型授業を基本とし、演習科目は全員登校で2つの教室や講堂を使用して面接授業を行います。(感染拡大の場合は、学年単位もしくは全学年で遠隔授業に切り替えることがあります)
- 2) 実習科目は、感染予防を徹底したうえで臨地における実習を基本とします。
- 3) 4年生は、大学に登校する際には教員あるいは看護学事務課の指示に従ってください。
- 4) 昼食は指定の場所ですべてください。

## 4. 医学研究科に関する事項

3密回避の条件下で可能な限り面接授業とする。ただし、勤務先の方針等により登校が困難な学生に対しては、遠隔授業の併用等を配慮する。

## 5. 看護学研究科に関する事項

- 1) 感染予防対策を徹底したうえでの面接授業を基本とし、場合によって遠隔授業を実施します。
- 2) 研究及び実習(高度実践コース)の実施は指導教員の指示にしたがってください。
- 3) 研究室を利用する際は入退室記録を記すとともに、利用上の留意点を厳守してください。

※この基本方針は1月8日現在のものであり、今後、社会情勢を鑑みて、その内容を変更する可能性があります。また、大学・附属病院関係者に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者等が発生した場合には、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。  
基本方針に変更等がある場合は、随時、ユニバーサル・パスポートや本学WEBサイト等で周知します。

以 上